様式第５４号（第３２条関係）

請求日　令　和　6　年　2　月　1　日

（宛先）恵庭市長　　様

施設等利用費請求書（償還払い用）

（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

【　令和５年１０月～令和５年１２月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定により、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先の口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、恵庭市内に居住していることを恵庭市が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを恵庭市が対象となる施設に確認すること。

3．利用料の支払状況を恵庭市が対象となる施設に確認すること。

4．課税状況を恵庭市が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	エニワ　イチロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	平成〇〇　年　〇　月　〇　日
氏　　名	恵庭　一郎 ※償還払いの振込先は申請者名義の口座です。			現住所	恵庭市〇〇町〇丁目〇番地〇 電話：　〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2．認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	☑ 新２号　☐ 新３号	認定番号	1234
生年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日	フリガナ	エニワ　タロウ
令和5年10月1日～令和5年12月31日の間の住所 ☑ 現住所のとおり　☐ 転入した　☐ 転出した		氏　　名	恵庭　太郎
上記で転入又は転出に該当する場合は転入・転出日を記入		年　　月　　日	

3．償還払いの振込先を記入してください。(※1)

金融機関名				預金種目	☑ 普通　☐ 当座
〇〇	銀行・信用金庫 農協・信用組合	〇〇	支店 出張所	口座番号	1　2　3　4　5　6　7
				口座名義(カタカナ)	エニワ　イチロウ

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、恵庭市指定の委任状を提出してください。

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を記入してください。（複数記入可）

①	フリガナ	〇〇ニンカガイホイクジョ	所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	施設・事業名	〇〇認可外保育所		
	契約している利用料※2	☑ 月額　30,000　円　☐ 日額　　円　☐ 時間額　　円		
②	フリガナ	ファミリーサポート・センター	所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	施設・事業名	ファミリーサポート・センター		
	契約している利用料※2	☐ 月額　　円　☐ 日額　　円　☑ 時間額　600　円		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	☐ 月額　　円　☐ 日額　　円　☐ 時間額　　円		

<裏面も記入してください。>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円	□ 日額　円	□ 時間額　円
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円	□ 日額　円	□ 時間額　円
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円	□ 日額　円	□ 時間額　円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所に✔（チェック）し、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□に✔（チェック）し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和5年10月	30,000 円	9,000 円	39,000 円	37,000 円	37,000 円
令和5年11月	30,000 円	6,000 円	36,000 円	37,000 円	36,000 円
令和5年12月	30,000 円	6,000 円	36,000 円	37,000 円	36,000 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）及び特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください（小数点以下切り捨て）。

※5 月額上限額は、施設等利用給付新２号認定の場合は月額３万７，０００円、新３号認定の場合は４万２，０００円です。月の途中で認定期間が終了し、若しくは開始される場合又は市町村間の転出入の場合は、月額限度額は次のとおりとなります。

・月の途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：
37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数

・月の途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：
37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数